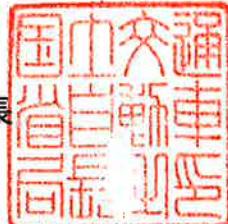


国自旅第330号の2
令和2年3月31日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」一部改正について

標記について、別添のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、貴会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。

国自旅第330号
令和2年3月31日

各地方運輸局長
沖縄総合事務局長

} 殿

自動車局長

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について

、今般、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日付け国自旅第161号)について、別添の新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知した上で申し添える。